

令和 6 年

## 上尾市議会 3 月定例会議案

### 概 要

#### 情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 1 2 号	上尾市公文書管理条例の制定について……………	1
議案第 1 3 号	上尾市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議案第 1 4 号	上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 1 5 号	上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例の制定について……………	4
議案第 1 6 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第 1 7 号	上尾市税条例及び上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議案第 1 8 号	上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第 1 9 号	上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議案第 2 0 号	上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議案第 2 1 号	上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 0
議案第 2 2 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について……………	1 1
議案第 2 3 号	上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
議案第 2 4 号	上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
議案第 2 5 号	上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4
議案第 2 6 号	上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正	

	する条例の制定について……………	1 5
議案第 2 7 号	上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	1 6
議案第 2 8 号	上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正 する条例の制定について……………	1 7
議案第 2 9 号	上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公 共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について……………	1 8
議案第 3 0 号	上尾市水道事業給水条例及び上尾市水道事業布設工 事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管 理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	1 9
議案第 3 1 号	専決処分の承認を求めることについて……………	2 0
議案第 3 2 号	財産の取得について……………	2 1
議案第 3 3 号	財産の取得について……………	2 2
議案第 3 4 号	市道路線の認定について……………	2 3

議案第12号

上尾市公文書管理条例の制定について

(総務部総務課)


1 提案理由	市の諸活動について現在及び将来の市民に説明する責務を全うするため、公文書の適正な管理に関し基本的事項を定めるもの
2 内容	<p><b>1 行政文書の管理</b></p> <p>(1) 作成 職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程や事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、原則として文書を作成しなければならない。</p> <p>(2) 整理・保存 ア 相互に密接な関連を持つ行政文書は行政文書ファイルとしてまとめ、その内容や利用の状況等に応じ、適切に保存しなければならない。 イ 実施機関は、保存期間が1年以上の行政文書ファイルを行政文書ファイル管理簿に記載し、公表しなければならない。</p> <p>(3) 移管・廃棄 保存期間が満了した行政文書ファイルは、上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会の意見を聴いた上で、歴史公文書に該当するものは市長に移管し、それ以外のものは廃棄しなければならない。</p> <p><b>2 特定歴史公文書の保存等</b> 市長に移管された歴史公文書は、特定歴史公文書として永久に保存するとともに、情報公開制度による市民の主体的な利用に資するため、その目録を作成し、公表しなければならない。</p>
3 施行期日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1 は、令和6年4月1日</li><li>・ 2 は、令和6年10月1日</li></ul>

<p>議案第13号</p> <p>上尾市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(市民生活部交通防犯課)</p>	
1 提案理由	<p>上尾市原新町自転車駐車場に関し、駐車場を利用できる車種に自動二輪車を追加するほか、使用料の自動精算機の設置に伴い所要の改正を行うもの</p>
2 内容	<p><b>1 自動二輪車の駐車場利用</b></p> <p>原新町自転車駐車場で利用できる車種に大型自動二輪車又は普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)を追加し、その利用に係る使用料を定める。</p> <p><b>2 使用料の自動精算機の設置に伴う所要の改正</b></p> <p>(1) 令和6年4月に使用料の自動精算機が設置されるため、回数券による使用料納付を廃止する。</p> <p>(2) 使用料の自動精算機の設置により、使用料の納付が24時間365日対応可能となるため、駐車場の休場日を廃止する。</p>
3 施行期日	<p>公布の日</p>

議案第14号

上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(監査委員事務局)

1 提案理由	地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの	
2 内容	引用する条項が変更になったことによる規定の整理を行う。  <table border="1" data-bbox="391 703 770 745"><tr><td>条例第7条の改正部分</td></tr></table> 【改正前】 法第243条の2の2第3項    【改正後】 法第243条の2の8第3項	条例第7条の改正部分
条例第7条の改正部分		
3 施行期日	令和6年4月1日	

<p>議案第15号</p> <p>上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(教育総務部教育総務課)</p>	
1 提案理由	<p>上尾市立平方北小学校に関する学校規模の適正化について協議し、子供たちの学びに望ましい学校規模を実現するため、附属機関として上尾市立平方北小学校再編検討協議会を設置するもの</p>
2 内容	<p><b>1 所掌事務</b></p> <p>協議会は、平方北小学校に関し、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 学校の再編に関すること。</p> <p>(2) 通学区域の編成に関すること。</p> <p>(3) 児童の安全確保に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、学校規模の適正化に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。</p> <p><b>2 組織</b></p> <p>協議会は、委員15人以内をもって組織する。</p> <p><b>3 任期</b></p> <p>委員の任期は、2年とする。</p> <p><b>4 報酬</b></p> <p>(1) 会長 日額 7,000円</p> <p>(2) 委員 日額 6,000円</p>
3 施行期日	令和6年4月1日

議案第16号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務部職員課)

1 提案理由	人事院勧告に準じて、職員に対して在宅勤務等手当を支給することができるようにするほか、夏季休暇の取得可能期間を見直すもの
2 内容	<p><b>1 在宅勤務等手当の支給</b></p> <p>在宅勤務等手当を新設し、1か月当たり10日を超えて住居等で勤務した職員に対し月額3,000円を支給する。</p> <p><b>2 夏季休暇の取得可能期間の見直し</b></p> <p>現行の夏季休暇の取得可能期間(6月から9月まで)が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内に休暇の全部又は一部を取得することが困難であると認められる職員について、10月まで夏季休暇を取得できるようにする。</p>
3 施行期日	令和6年4月1日



<p>議案第17号</p> <p>上尾市税条例及び上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  (行政経営部資産税課)</p>	
1 提案理由	<p>地方税法の一部改正に伴い、同法に規定するDV対策の措置に関し所要の改正を行うもの</p>
2 内容	<p>地方税法の一部改正により、以下の書類について、DV対策の措置として住所に変わる記載を講じることとされた。</p> <p>このことに伴い、これらの書類の閲覧又は交付に係る手数料に当該措置が講じられた場合の取扱いを明記することとする。</p> <p>(1) 納税及び公課に関する証明書</p> <p>(2) 固定資産に関する証明書</p> <p>(3) 固定資産課税台帳に記録をされている事項に関する証明書</p> <p>(4) 固定資産課税台帳に記録をされている事項を記載した書類</p> <p>(5) 土地名寄帳又は家屋名寄帳に記録をされている事項を記載した書類</p>
3 施行期日	<p>令和6年4月1日</p>

議案第18号

上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部市民課)


1 提案理由	戸籍法の一部改正に伴い、戸籍証明書及び除籍証明書の広域交付等に係る手数料を定めるもの
2 内容	戸籍法の一部改正に伴い、新たに行うこととなった次に掲げる事務に係る手数料を定める。 (1) 戸籍証明書及び除籍証明書の広域交付 (2) 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行 (3) 届書等情報内容証明書の交付 (4) 届書等情報の内容を表示したものの閲覧
3 施行期日	令和6年3月1日

<p>議案第19号</p> <p>上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  (都市整備部市街地整備課)</p>	
1 提案理由	租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、特定の民間再開発事業の認定の申請に係る手数料を廃止するもの
2 内容	租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、特定の民間再開発事業の認定制度が廃止されたため、当該認定の申請に係る手数料を廃止する。
3 施行期日	公布の日

議案第20号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
(都市整備部建築安全課)

1 提案理由	建築基準法の一部改正に伴い、既存建築物の大規模修繕等に対する建築制限の緩和の認定の申請に係る手数料を定めるもの
2 内容	建築基準法の一部改正に伴い、既存建築物の大規模修繕等に対し、新たに行うこととなった次に掲げる認定の申請に係る手数料を定める。 (1) 敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定の申請 (2) 道路内における建築制限の緩和に係る認定の申請
3 施行期日	令和6年4月1日

<p>議案第 2 1 号</p> <p>上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (都市整備部建築安全課)</p>	
<p>1 提案理由</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの</p>
<p>2 内容</p>	<p><b>1 題名の改正</b></p> <p>引用している法律の題名の改正に伴い、条例の題名を次のとおり改める。</p> <p><b>【改正前】</b></p> <p>上尾市建築物のエネルギー消費性能の<u>向上</u>に関する法律関係手数料徴収条例</p> <p style="text-align: center;"></p> <p><b>【改正後】</b></p> <p>上尾市建築物のエネルギー消費性能の<u>向上等</u>に関する法律関係手数料徴収条例</p> <p><b>2 その他</b></p> <p>上記改正に併せて所要の規定の整理をする。</p>
<p>3 施行期日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 は、令和 6 年 4 月 1 日</li> <li>・ 2 は、公布の日</li> </ul>

議案第 2 2 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
条例の制定について (学校教育部学校保健課)

1 提案理由	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う対応の現状を踏まえ、学校医等の公務上の災害に対する補償に関する規定方法を見直すもの
2 内容	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正により定期的かつ形式的な条例改正を要する現状を踏まえ、学校医等の公務上の災害に対する補償については同令の規定の例によることとするため、本条例の全部改正により規定方法を見直す。
3 施行期日	令和 6 年 4 月 1 日

議案第 23 号

上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例  
の制定について (教育総務部スポーツ振興課)

1 提案理由

上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場の利用の促進及びサービスの向上を図るため、施設の利用時間等を変更するもの

2 内容

1 市民体育館の庭球場及び平塚サッカー場の利用時間の変更

	改正前	改正後
市民体育館の庭球場	午前 9 時から午後 7 時（日没の時刻が、午後 7 時前であるときは、当該日没の時刻）まで	午前 9 時から午後 9 時まで
平塚サッカー場	午前 8 時から午後 9 時まで	午前 6 時から午後 9 時まで（※）

※教育委員会規則で定める期間にあっては、午前 8 時から午後 9 時まで

2 平塚サッカー場における利用料金の額の区分の新設

利用時間の変更に伴い、利用料金の額に早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）の区分を新設する。

	一般・学生		児童・生徒	
	全面	片面	全面	片面
早朝	4,800円	2,400円	2,400円	1,200円

3 施行期日

公布の日

議案第24号

上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

(子ども未来部保育課)


1 提案理由	耐震診断等の結果を踏まえ上尾市立大石保育所を閉所するほか、市立保育所として時限的に運営してきた上尾市立紅花保育園を閉園するもの
2 内容	<p><b>1 大石保育所の閉所</b></p> <p>耐震診断等の結果を踏まえ、大石保育所を令和6年3月31日をもって閉所する。</p> <p><b>2 紅花保育園の閉園</b></p> <p>紅花保育園は、保護者の意向を受けて令和5年4月1日から市立保育所として時限的に運営してきたが、必要な役割を果たしたため令和6年3月31日をもって閉園する。</p>
3 施行期日	令和6年4月1日



議案第25号

上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	敬老事業の見直しに伴い、贈呈する敬老祝金の額を改めるもの
2 内容	<p>敬老祝金贈呈事業における敬老祝金の77歳の者の額を次のとおり改める。</p> <p>なお、この改定にあわせて、自治会等に交付する敬老事業交付金を増額する。</p> <p>【改正前】</p> <p>77歳の者 <u>10,000円</u></p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p>77歳の者 <u>5,000円</u></p>
3 施行期日	令和6年4月1日

議案第26号

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について  
(健康福祉部障害福祉課)

1 提案理由	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、重度心身障害者医療費の支給対象を見直すもの
2 内容	<p><b>1 支給対象者の追加</b></p> <p>次に掲げる者を新たに支給対象者とする。</p> <p>(1) 上尾市から援護を受け、本市の区域外に設置されている特定施設に入居し、又は介護保険施設に入所している者</p> <p>(2) 上尾市が本市の区域外に設置されている養護老人ホームに入所を委託している者</p> <p><b>2 支給対象者の除外</b></p> <p>上尾市に住所を有する者のうち、次に掲げる者を支給対象者から除外する。</p> <p>(1) 他市町村から援護を受け、特定施設に入居し、又は介護保険施設に入所している者</p> <p>(2) 他市町村が養護老人ホームに入所を委託している者</p>
3 施行期日	公布の日

議案第 27 号

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(健康福祉部高齢介護課)


<p>1 提案理由</p>	<p>令和 6 年度から令和 8 年度までの間における介護保険料の額を定めるほか、本市における保健福祉事業の利用の現状を踏まえ当該事業を廃止するもの</p>																																												
<p>2 内容</p>	<p><b>1 介護保険料の額の決定</b></p> <p>所得段階の区分を見直したうえで、介護保険料の額を改める。</p> <table border="1" data-bbox="475 725 1425 1581"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得段階の区分</th> <th colspan="2">保険料の額</th> </tr> <tr> <th>令和 3 年度から 令和 5 年度まで</th> <th>令和 6 年度から 令和 8 年度まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 段階</td> <td>20, 170 円</td> <td>21, 535 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 段階</td> <td>28, 239 円</td> <td>34, 003 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 段階</td> <td>47, 065 円</td> <td>51, 761 円</td> </tr> <tr> <td>第 4 段階</td> <td>55, 805 円</td> <td>68, 007 円</td> </tr> <tr> <td>第 5 段階</td> <td>67, 236 円</td> <td>75, 564 円</td> </tr> <tr> <td>第 6 段階</td> <td>75, 976 円</td> <td>90, 676 円</td> </tr> <tr> <td>第 7 段階</td> <td>84, 045 円</td> <td>98, 233 円</td> </tr> <tr> <td>第 8 段階</td> <td>100, 854 円</td> <td>113, 346 円</td> </tr> <tr> <td>第 9 段階</td> <td>114, 301 円</td> <td>128, 458 円</td> </tr> <tr> <td>第 10 段階</td> <td>124, 386 円</td> <td>143, 571 円</td> </tr> <tr> <td>第 11 段階</td> <td>134, 472 円</td> <td>158, 684 円</td> </tr> <tr> <td>第 12 段階</td> <td></td> <td>173, 797 円</td> </tr> <tr> <td>第 13 段階</td> <td></td> <td>181, 353 円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 保健福祉事業の廃止</b></p> <p>本市における保健福祉事業(高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費に係る資金の貸付事業)の見直しの結果、当該事業の利用者がいないため、これを廃止する。</p>	所得段階の区分	保険料の額		令和 3 年度から 令和 5 年度まで	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	第 1 段階	20, 170 円	21, 535 円	第 2 段階	28, 239 円	34, 003 円	第 3 段階	47, 065 円	51, 761 円	第 4 段階	55, 805 円	68, 007 円	第 5 段階	67, 236 円	75, 564 円	第 6 段階	75, 976 円	90, 676 円	第 7 段階	84, 045 円	98, 233 円	第 8 段階	100, 854 円	113, 346 円	第 9 段階	114, 301 円	128, 458 円	第 10 段階	124, 386 円	143, 571 円	第 11 段階	134, 472 円	158, 684 円	第 12 段階		173, 797 円	第 13 段階		181, 353 円
所得段階の区分	保険料の額																																												
	令和 3 年度から 令和 5 年度まで	令和 6 年度から 令和 8 年度まで																																											
第 1 段階	20, 170 円	21, 535 円																																											
第 2 段階	28, 239 円	34, 003 円																																											
第 3 段階	47, 065 円	51, 761 円																																											
第 4 段階	55, 805 円	68, 007 円																																											
第 5 段階	67, 236 円	75, 564 円																																											
第 6 段階	75, 976 円	90, 676 円																																											
第 7 段階	84, 045 円	98, 233 円																																											
第 8 段階	100, 854 円	113, 346 円																																											
第 9 段階	114, 301 円	128, 458 円																																											
第 10 段階	124, 386 円	143, 571 円																																											
第 11 段階	134, 472 円	158, 684 円																																											
第 12 段階		173, 797 円																																											
第 13 段階		181, 353 円																																											
<p>3 施行期日</p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日</p>																																												

議案第28号

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について



(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	厚生労働省令の改正に伴い、本市の介護サービスに係る基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めるもの
2 内容	<p>人員配置基準等の見直し等を基本軸として、各種介護サービスの基準を改めるもの</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <p><b>1 人員配置基準等の見直し</b></p> <p>(1) 施設管理者の兼務要件の見直し</p> <p>(2) ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直し</p> <p><b>2 身体的拘束等の適正化の推進</b></p> <p>(1) 身体的拘束等を行うことができる条件の明文化</p> <p>(2) 身体的拘束等の記録の整備</p> <p><b>3 地域の医療機関等と連携</b></p> <p>(1) 協力医療機関との連携体制の構築</p> <p>(2) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携</p>
3 施行期日	令和6年4月1日

<p>議案第 29 号</p> <p>上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(上下水道部経営総務課)</p>	
1 提案理由	地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>引用する条項が変更になったことによる規定の整理を行う。</p> <p>【改正前】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）<u>第 243 条の 2 の 2 第 8 項</u></p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）<u>第 243 条の 2 の 8 第 8 項</u></p>
3 施行期日	令和 6 年 4 月 1 日

議案第30号

上尾市水道事業給水条例及び上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(上下水道部経営総務課)

1 提案理由	水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>引用する法律において事務権限が移管されたことによる規定の整理を行う。</p> <p>1 上尾市水道事業給水条例</p> <p>【改正前】 <u>厚生労働省令</u>で定める給水装置</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】 <u>国土交通省令</u>で定める給水装置</p> <p>2 上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例</p> <p>【改正前】 <u>厚生労働大臣</u>の登録</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】 <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録</p>
3 施行期日	令和6年4月1日

<p>議案第 3 1 号</p> <p>専決処分の承認を求めることについて</p> <p style="text-align: right;">(行政経営部財政課)</p>	
1 提案理由	<p>デフレ完全脱却のための総合経済対策の閣議決定を踏まえ、物価高騰くらし支援給付金の支給等を実施するため、その経費を計上した令和 5 年度上尾市一般会計補正予算 (第 9 号) を緊急に編成する必要が生じ、令和 6 年 1 月 1 7 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、その承認を求めるもの</p>
2 内容	<p><b>【歳入】</b></p> <p>1 5 款 国庫支出金</p> <p>2 項 国庫補助金 5 5 3 , 8 1 6 千円</p> <p><b>【歳出】</b></p> <p>2 款 総務費</p> <p>1 項 総務管理費 5 8 8 千円</p> <p>3 款 民生費</p> <p>1 項 社会福祉費 5 5 3 , 2 2 8 千円</p> <p><b>【補正予算の主な概要】</b></p> <p>1 物価高騰くらし支援給付金の支給</p> <p>住民税均等割のみ課税世帯に対し、1 世帯当たり 1 0 万円の物価高騰くらし支援給付金を支給する。</p> <p>2 子ども加算</p> <p>住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算として、当該世帯において扶養されている 1 8 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円を支給する。</p>

議案第 3 2 号

財産の取得について

(学校教育部指導課)

1 提案理由	小学校教師用指導書を取得するもの
2 内容	<p>小学校使用教科用図書の採択による買換えのため、小学校教師用指導書を取得するもの</p> <p>1 物品の数量 小学校教師用指導書 2, 824冊</p> <p>2 取得の方法 随意契約</p> <p>3 取得価格 81,900,830円</p> <p>4 契約の相手方 上尾市小泉五丁目31番地18 株式会社高砂屋書店上尾支店</p>



議案第 33 号

財産の取得について

(学校教育部指導課)

1 提案理由	小学校教師用指導書を取得するもの
2 内容	<p>小学校使用教科用図書の採択による買換えのため、小学校教師用指導書を取得するもの</p> <p>1 物品の数量 小学校教師用指導書 1,683冊</p> <p>2 取得の方法 随意契約</p> <p>3 取得価格 47,744,510円</p> <p>4 契約の相手方 上尾市宮本町5番18号 有限会社三協堂書店</p>

議案第34号

市道路線の認定について

(都市整備部建設管理課)

1 提案理由

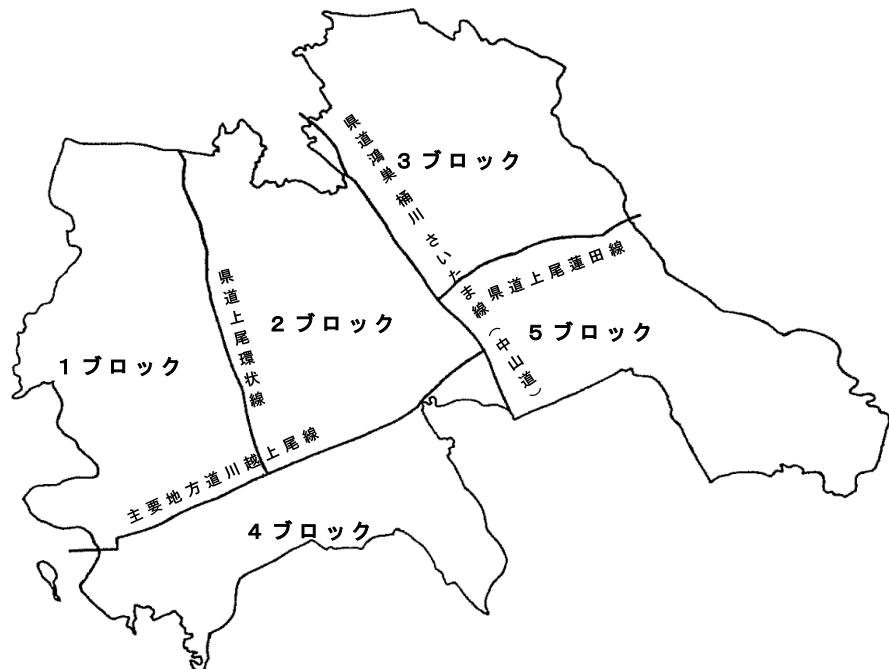
都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、提案するもの

2 内容

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
3ブロック	31206号線 ～31211号線	6	635.19

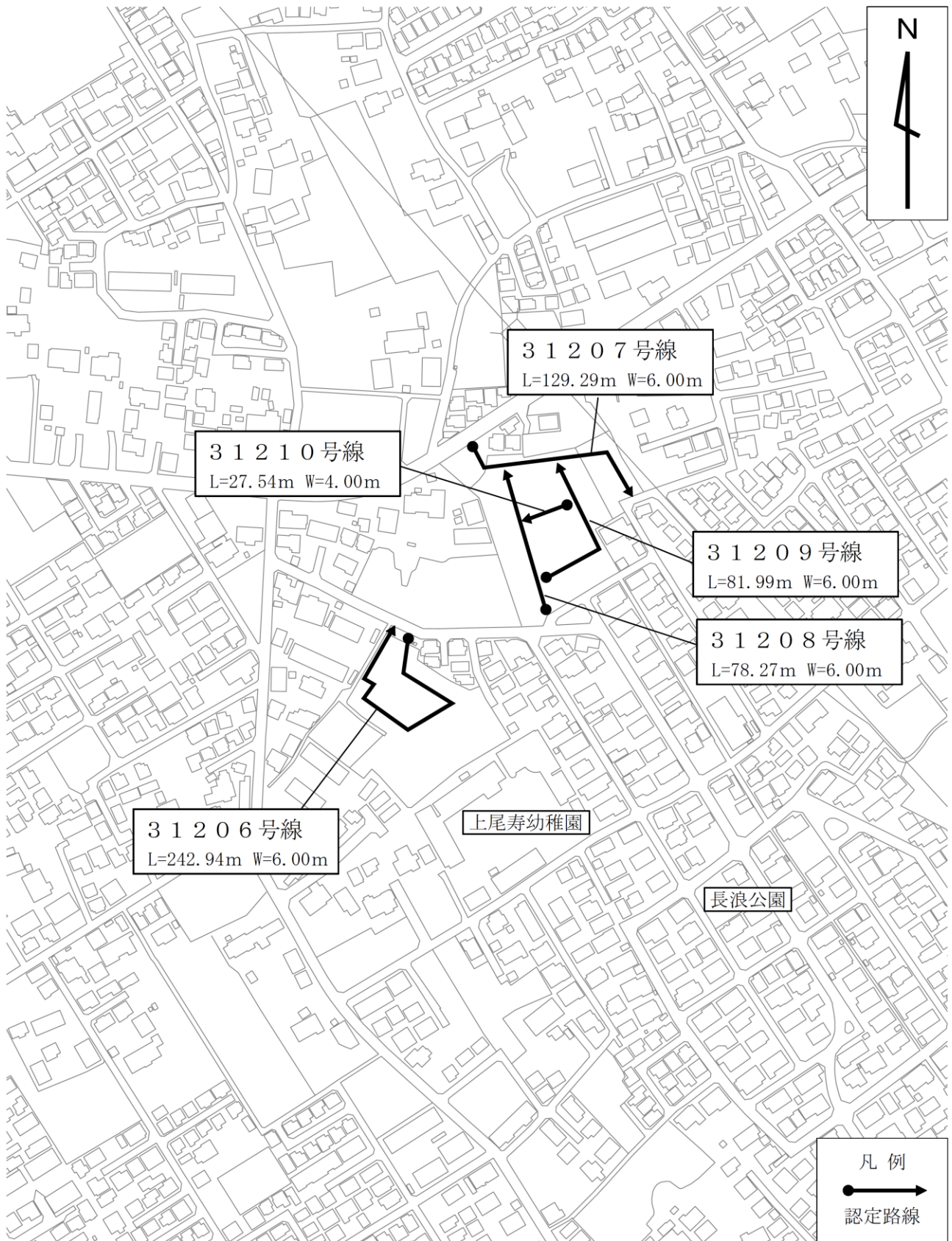
市道路線ブロック区分図



# 認定路線図（位置図）

1 : 3,000

3ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

3 ブロック

